

お支払いがますます便利に！ 「コンビニ・スマホ収納」が始まります。

- ▶ 開始日 令和2年4月1日
- ▶ 対象科目 市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料、保育料、下水道使用料、西ひうち下水道使用料、上水道料金、簡易水道料金、西ひうち水道料金 全14科目



コンビニでのお支払い



スマホでのお支払い

お支払いについて

コンビニでのお支払い

- ▶ 全国の主要なコンビニ店舗で、休日夜間を問わずお支払いできます。
- ▶ 対象コンビニ店舗は、ローソン、ファミリーマート、セブン - イレブン、ミニストップ、デイリーヤマザキなどで、詳細は納付書裏面に掲載しています。
- ▶ 利用者の方に、手数料はかかりません。

スマホでのお支払い

- ▶ スマホアプリによりバーコードを読み取りお支払いできます。
スマホがあれば、どこにいてもお支払いが可能になります。
- ▶ 利用できるアプリは、PayB、LINE Pay、楽天銀行、PayPayです。
※各アプリをダウンロードして、事前の登録等手続きを行ったうえでご利用ください。
- ▶ 手数料はかかりませんが、通信料は利用者負担となります。

(注) ○次の納付書では、お支払いできません。

①汚損等によりバーコードが読み取りできないもの

②納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるもの（該当納付書には、バーコードを表示していません。）

③納付書に記載された納期限又は指定期限を過ぎたもの など

○スマホでお支払いの場合は、領収書や軽自動車税の車検用納税証明書は交付されません。